

平成 29 年 5 月 30 日 全面施行改正個人情報保護法対応

個人情報保護指針チェックシート

<改訂版>

I 必須事項（10項目）

にチェックを入れて、個人情報保護指針（個人情報保護規程、個人情報保護方針、プライバシーポリシーなどともいわれます）が改正個人情報保護法に対応しているか確認しましょう。

以下のチェック項目は、改正個人情報保護法で、企業等の個人情報保護指針に盛り込まれることが検討されるべき**必須事項**です。なお、チェックの対象となる個人情報保護指針は、ホームページ等で公表されることを前提としています。

1 利用目的に関する部分（「個人情報」の取得・利用）

- 取得する個人情報の利用目的を明示している。明示しない場合は、取得後速やかに利用目的を本人に通知するか公表する旨が規定されている。
- 個人情報の取扱いについて、本人の同意なく利用できるものとして法令で定められた一定の例外についての記載があり、「一切利用しません」といった無理な記載をしていない。

【解説】

改正個人情報保護法では、事業者は個人情報を取得する際に本人に通知する場合を除いては、利用目的を公表する必要があります（改正法18条1項）。あらかじめ公表していないときは、取得後、速やかに通知若しくは公表する義務が生じますので、個人情報保護指針に記載して、あらかじめ公表することが望ましいといえます。個人情報の利用目的は「できる限り特定しなければならない。」とされているので（改正法15条1項）、記載する場合は、基本的に、利用目的が「いかなる」事業範囲の「どのような」目的（方法）に利用するかまで特定したかたちでなければなりません。また、取得の際に個別に本人に利用目的を通知するため、個人情報の取扱いに際しての利用目的を個人情報保護指針に記載しない場合も考えられなくはありません。この場合でも、個人情報保護指針に個人情報の取得後、速やかに通知若しくは公表する旨の記載をすべきことになり、かつ、通知または公表する体制、手順が組織内で確立されている必要があるでしょう。保有個人データの利用目的は「本人の知り得る状態」に置かなければならない（改正法27条1項2号）以上、利用目的はいずれにせよ個人情報保護指針に記載せざるを得ないことに注意が必要です（後記3のチェック項目）。

また、個人情報取扱事業者は、

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

については、利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱って良いこととされています（改正法16条3項）。こうした例外規定について個人情報保護指針で言及せず、一切利用しないと宣言してしまった場合、結果的に実現不可能な無理な約束をすることになってしまいます。こうした無理な記載になっていないことを確認してください。

2 個人データの第三者提供に関する記載について

- 「個人データ」を第三者に提供する場合について記載し（第三者提供しない場合は、第三者提供しない旨を記載し）、第三者提供の対象を「個人データ」と記載している。
- 第三者提供について、法令で定められた一定の例外についての記載があり、「同意のない限り一切第三者に提供しません」といった無理な記載をしていない。

【解説】

多くの企業は、個人データを第三者提供しないという選択をしているようですが、そうであるならば、第三者提供しない旨を明記すべきです。

また、「個人情報を第三者提供しない」といった記載も多く見受けられます。しかし、法律が第三者提供を制限しているのは、「個人データ」ですから（改正法23条）、記載としては正確性を欠いています。個人情報とすると、単体の情報や記録されていない情報なども含まれ、過度に広範囲になり、事業活動に支障が生じるおそれがあるので、注意が必要です。

また、改正個人情報保護法は、同意を得ない場合であっても個人データの第三者提供ができる例外について規定しています（改正法23条1項各号）。ですので、第三者提供をしない場合であっても、例外規定について言及しないと無理な約束をすることになりますので注意しましょう。

3 保有個人データについて

- 個人情報取扱事業者の氏名又は名称を記載し、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出

先として、担当部署まで記載している。

- 保有個人データとしてどのような情報（ファイル）を保有しているかすべて明示している。
- 保有個人データの種類（ファイル）ごとに利用目的を明示し、利用目的が、「いかなる」事業範囲の「どのような」目的（方法）に利用するかを記載する等して具体的に特定されている。
- マイナンバー情報（特定個人情報）を保有個人データとして明示したうえ、その利用目的を番号利用法^{*}で規定されたものに限定している。
- 保有個人データの開示等の請求を行う手続について、確認書類や手続方法などを規定している。
- 法律が定める保有個人データを開示しない例外について記載し、保有個人データの訂正等・利用停止等をしない場合について記載している。

【解説】

「保有個人データ」については、以下の事項を「本人の知り得る状態」に置かなくてはならないこととされています（改正法27条1項）。

- ・ 個人情報取扱事業者の氏名又は名称
- ・ 全ての保有個人データの利用目的
- ・ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額（定めた場合に限る。）
- ・ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

ここでいう「本人の知り得る状態」には、「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合」を含むとされており、これは、必要なときに一般に容認される努力を講ずれば知りたい情報にアクセスできる状態をいいます。

個人情報保護指針を自社のホームページ等で公表する場合には、当然、これらの事項は掲載すべきこととなります。

なお、前記1の個人情報の取得、利用に対する利用目的の明示（改正法18条関係）と、保有個人データの利用目的の明示（改正法27条関係）とを一緒に規定することも可能ですが、改正個人情報保護法では別々に規定されていますので、個人情報保護指針においては、それぞれ分けて記載することが望ましいでしょう。保有個人データの利用目的を記載する場合にも、個人情報の利用目的は「できる限り特定しなければならない。」とされていることから（改正法15条1項）、利用目的は具体的に特定して記載すべきです。

保有個人データの利用目的を明記し、公表している場合には、本人が知ることとなるため、保有個人データの利用目的の開示請求には回答する義務はないと考えられます。

^{*}番号利用法（マイナンバー法）とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のことです。

Ⅱ 記載することが望ましい事項（7項目）

以下のチェック項目は改正個人情報保護法で記載することが必須とまではいえないものの、各事業者の個人情報保護体制等によっては盛り込んだほうが良いと思われる事項です。いわば、加点要素と考えてください。

これらの事項を個人情報保護指針に盛り込むか、盛り込んだとして公表するかは、各事業者の判断に委ねられるところですが、これらを敢えて規定しないとしても、規定しない理由は説明できることが望ましいでしょう。

- 法令遵守(基本理念)について記載されている。
- 適正な個人情報の取得(改正法 17 条)について記載されている。
- 安全管理措置（改正法 20 条）について記載されている。
- 従業員の監督（改正法 21 条）、委託先の監督（改正法 22 条）について記載されている。
- 個人情報の内容の正確性、最新性の確保、利用後の遅滞なき消去（改正法 19 条）について規定している。
- 要配慮個人情報について本人の同意がない限り取得しない旨を規定（改正法 17 条 2 項）するとともに、法令で定める例外について規定している。
- アンケートの集計やビッグデータの分析などを行ってそのデータを第三者に提供することを業務として行うことがある場合に、匿名加工情報について規定し、その安全管理措置にも言及している（改正法第 2 節関連）。